

国保標準仕様書【第1.2版】（案）
に関する意見照会について

令和5年10月

1. 標準化の背景と検討体制

背景

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）や「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）」に基づき、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）【第1.0版】を公開した。その後、改版対応として、デジタル庁における検討事項や、【第1.0版】公開時点での残課題事項（政令市要件の検討含む）の検討結果を反映し、令和5年3月31日に国保標準仕様書【第1.1版】を公開したところ。
- また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）」（令和5年9月8日閣議決定）において、「令和5年3月末に公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度までに移行することを目指す」ことが示されており、国民健康保険業務においては、令和7年度までに、国保標準仕様書【第1.1版】に準拠したシステムへの移行が必要な状況。
- 他方、国保標準仕様書においては、【第1.1版】公開時点でなお持ち越し事項とした課題が残存していることや、制度改正に対応する必要があること、加えてデジタル庁から基本方針等の改訂版が示されていることから、引き続き改定対応を行うこととしており、これまでと同様に、国民健康保険システム標準化検討会にて検討を実施し、国保標準仕様書【第1.2版】（案）を作成したところ。

標準化検討会の検討体制

- 標準化検討会については、これまでの国保標準仕様書の作成時と同様、検討会を親会とし主に市町村の構成員で構成される業務ワーキングチーム（以下「WT」という。）と国民健康保険システムの開発ベンダで構成されるベンダWTの合同WTにて各種議論・検討を行っている。

No.	分類	検討会	業務WT	ベンダWT
1	会議のファシリテーター	・座長	・座長	・座長
2	地方自治体	・業務WT参加団体から構成	・業務、システムに通じる市町村、都道府県の担当者 （都道府県、政令市、中核市、その他市町村で構成）	—
3	関係ベンダ	・ベンダWT参加会社から構成	—	・業務システムを開発しているベンダの担当者
4	所管府省	・厚生労働省保険局国民健康保険課 ・厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室		
5	関係府省	・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム ・総務省自治行政局デジタル基盤推進室		
6	事務局	・国民健康保険中央会		

2.標準化の検討におけるアウトプット

- 標準化の検討においては、以下の成果物が規定される。ここで規定される内容には主に以下の考えが適用される。
 - ・機能要件や帳票要件で「実装不可」と明記されたものもしくは、記載されなかったものは「標準準拠システム」には搭載されない。
 - ・ここで記載された要件以外の機能については「標準化対象外」と明記されているケースを除き原則カスタマイズにより「標準準拠システム」に実装することもできない。
 - ・様式が規定された帳票については住民向けの通知を統一するという観点で原則「カスタマイズ不可」とされている。

項目		対象(※)	理由・詳細
業務フロー		○	業務の運用イメージを確認でき、共通理解を促すための標準的な運用モデルとして定義する。
機能要件	機能要件 システムに必要な機能の概要(●●ができること等)	○	最も効率的な運用方式を検討し、標準化する機能を定義する。 共通機能についてはデジタル庁より公開された地方公共団体システム共通機能標準仕様書(以下「共通機能標準仕様書」という。)に準拠するが、国民健康保険システムにて独自に定める機能要件については、個別に定義する。
	画面要件(専ら操作性) 画面の項目やボタン等のレイアウト、遷移の仕様等	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則標準化の範囲外とする
	帳票要件	○	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義する。帳票要件として定義している帳票は、統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する。 帳票レイアウト共通理解を促すための標準的な様式として定義する。 なお、ここで規定された帳票については原則、カスタマイズ不可とされている。
	出力項目 帳票に印字する項目、編集仕様等	○	印字項目等を定義する。
	レイアウト 帳票の出力イメージ	○	帳票レイアウトを定義する。
	データ要件 データベースに格納する業務データの項目定義等	☆	デジタル庁より公開された地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)に準拠している。
	連携要件 他業務システムとの連携インタフェースの項目定義等	☆	本事業の範囲で規定が必要と判断されるものについては機能要件として盛り込む。
非機能要件	☆	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	デジタル庁と総務省より公開された「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準じる方針とする。

2.標準化の検討におけるアウトプット

- 令和5年8月から9月にかけて、合同WT及び検討会にて以下のプロセスで検討・議論を行い、国保標準仕様書【第1.2版】（案）を作成している。

<国保標準仕様書【第1.2版】（案）作成のプロセス>

① 国保標準仕様書【第1.1版】公開時点の課題・検討事項や制度改正による仕様書の改訂方針について、**令和5年8月24日に実施した合同WTにて議論し、WT構成員による内容の確認を実施。**



②①で提示した改訂方針と、合同WTにて議論した結果を基に、**国保標準仕様書【第1.2版】（案）を作成。**



③②で作成した国保標準仕様書【第1.2版】（案）について、**令和5年9月14日の検討会において、改定方針及び改版した国保標準仕様書【第1.2版】（案）を全国意見照会に提示することについて諮り、承認を得た。**

国保標準仕様書【第1.2版】（案）に反映した内容や、令和5年9月時点も対応見送りとして国保標準仕様書【第1.2版】（案）に反映していない内容について、後述の「3.国保標準仕様書【第1.2版】（案）への反映内容と未反映内容について」に内容を示す。

検討会、合同WTの議論内容等については、厚生労働省のホームページで公開中。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/kokuho_me.html)

3. 国保標準仕様書【第1.2版】（案）への反映内容と未反映内容について

- 国保標準仕様書【第1.2版】（案）へ反映した内容は以下のとおり。
 詳細は、国保標準仕様書【第1.2版】（案）の反映箇所をご確認いただき、ご意見をいただきたい。

No.	カテゴリー	反映済み事項	反映内容
1	全体	統合収滞納機能について	デジタル庁より令和5年3月に示された「共通機能標準仕様書【第2.0版】」において、統合収滞納管理機能の標準仕様が示されたことを踏まえ、国保標準仕様書における収滞納管理機能の取扱いについて、「 統合収滞納管理機能を利用する場合には、本仕様書に規定する個別収滞納管理機能の必須機能が実装されていなくても、国保標準仕様書に準拠しているものとみなす 」旨、本紙に規定した。
2		横並び調整方針改定版の取り込み	デジタル庁より令和5年6月に示された「標準仕様書間の横並び調整方針について」の改定版について、下記2点の変更点があったため、「（別紙2）機能・帳票要件」の様式に反映した。 <ul style="list-style-type: none"> 各機能要件に対し「適合基準日」を規定する 「（別紙2）機能・帳票要件」に「改訂履歴シート」を追加する
3	制度改正	産前産後保険料免除について	令和5年5月19日に厚生労働省保険局長より発出された『「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（保発0519第1号）』において、 子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除する措置が創設されることとなった。 対象は、出産（※1）する被保険者本人とし、当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（※2）の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。 ※1. 「出産」とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩であり、「出産」、「死産」、「流産」、「早産」、「人工妊娠中絶」を問わず、対象となる。 ※2. 産前産後免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間とする。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間とする。 上記の制度改正に対応するため、別紙の改訂を行った。
4	その他	国保標準仕様書【第1.1版】（案）における誤植の修正について	令和5年3月に公開した国保標準仕様書【第1.1版】に関する問い合わせ等により判明した誤植について修正した。 なお、「国保標準仕様書【第1.1版】（差し替え版）」として、本対応のみを反映した仕様書を別途公開する方向で調整中。

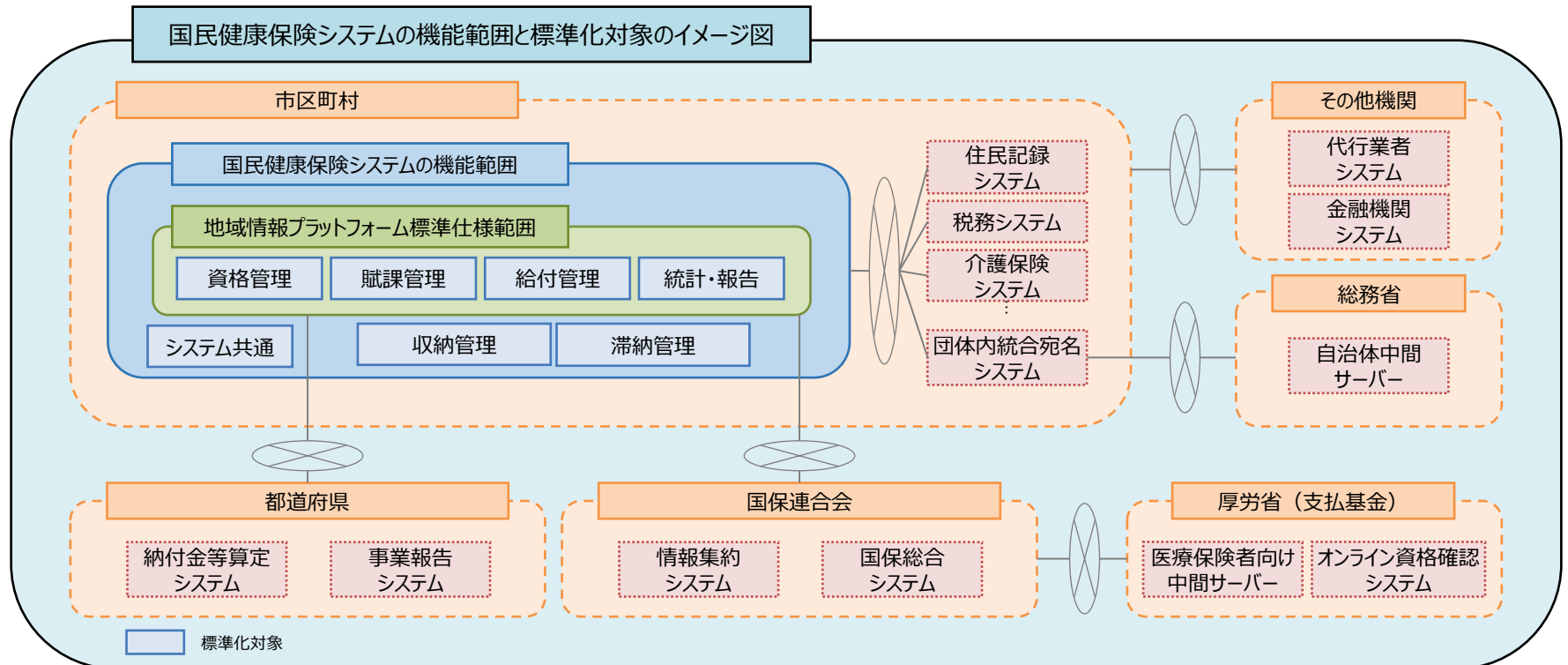
3. 国保標準仕様書【第1.2版】（案）への反映内容と未反映内容について

- デジタル庁等において検討を進めている事項や現在検討が進められている制度改正案件等について、国保標準仕様書【第1.2版】（案）には反映していないため、これらに関するご意見はご遠慮いただきたい。なお、No.1～4については、令和5年1月の公開迄に反映する予定としており、反映が完了次第、改めて全国意見照会を実施させていただく予定。

No.	カテゴリ	未反映事項	未反映内容・対応状況
1	全体	基本方針改定版の取り込み	デジタル庁より令和5年9月に基本方針の改定版が公開されたため、変更された内容について確認し、必要に応じて国保標準仕様書へ反映する。
2		国保標準仕様書で規定している収納管理・滞納管理に係る機能要件の取扱いについて	国保標準仕様書【第1.1版】で規定した収納管理・滞納管理の機能要件は、税務システム標準仕様書で示された要件と同等の要件としていたことにより、結果的に、一部、国保業務に不必要なものや、実装類型に疑義が生じる機能も含んでいると考えられる。 加えて、デジタル庁により令和5年3月に公開された共通機能標準仕様書【第2.0版】において、統合収納管理機能に係る標準仕様が示され、市町村において収納管理機能を持たない各業務システムを利用する場合であっても、統合収納管理機能を実装することで標準準拠しているものとみなす方針が示された。 上記の背景より、国保標準仕様書【第1.1版】で規定した収納管理・滞納管理の機能要件のうち、国保業務において過剰となる実装必須機能について、標準オプション機能に見直しを行う予定。
3		統合収納管理・統合滞納管理の連携IFの変更	デジタル庁より、各業務の賦課機能と統合収納及び統合滞納との連携IFを、統合収納及び統合滞納の連携IFに合わせる形で修正する方針が示された。国保標準仕様書に影響は生じない形で変更される予定だが、データ要件・連携要件標準仕様書の改定版が展開され次第、変更された内容について確認し、必要に応じて国保標準仕様書へ反映する。
4		帳票のユニバーサルデザインについて	令和5年3月に公開された後期高齢支援システム標準仕様書【第1.1版】において、ユニバーサルデザインを採用した帳票を外部委託する場合の帳票デザイン検討の負荷の削減等のために、一定のデザインや考え方を示した「帳票デザイン基本方針」が示されたことから、国保においても、次回の改版時に当該資料と同等の内容を参考の位置づけとして示す予定。
5	個別機能	地方単独事業に関する機能要件について	引き続き厚生労働省と協議し、国保標準仕様書【第1.2版】以降の対応の中で検討を行う。
6		特定健診に係る業務について	現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、検討状況を鑑みて国保標準仕様書への取り込みを検討する。
7	制度改正	マイナンバーカードと健康保険証の一体化について	「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指すことが予定されており、令和5年8月8日に実施された「第3回マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において公表された「最終とりまとめ」の内容を踏まえ、今後検討を行う。

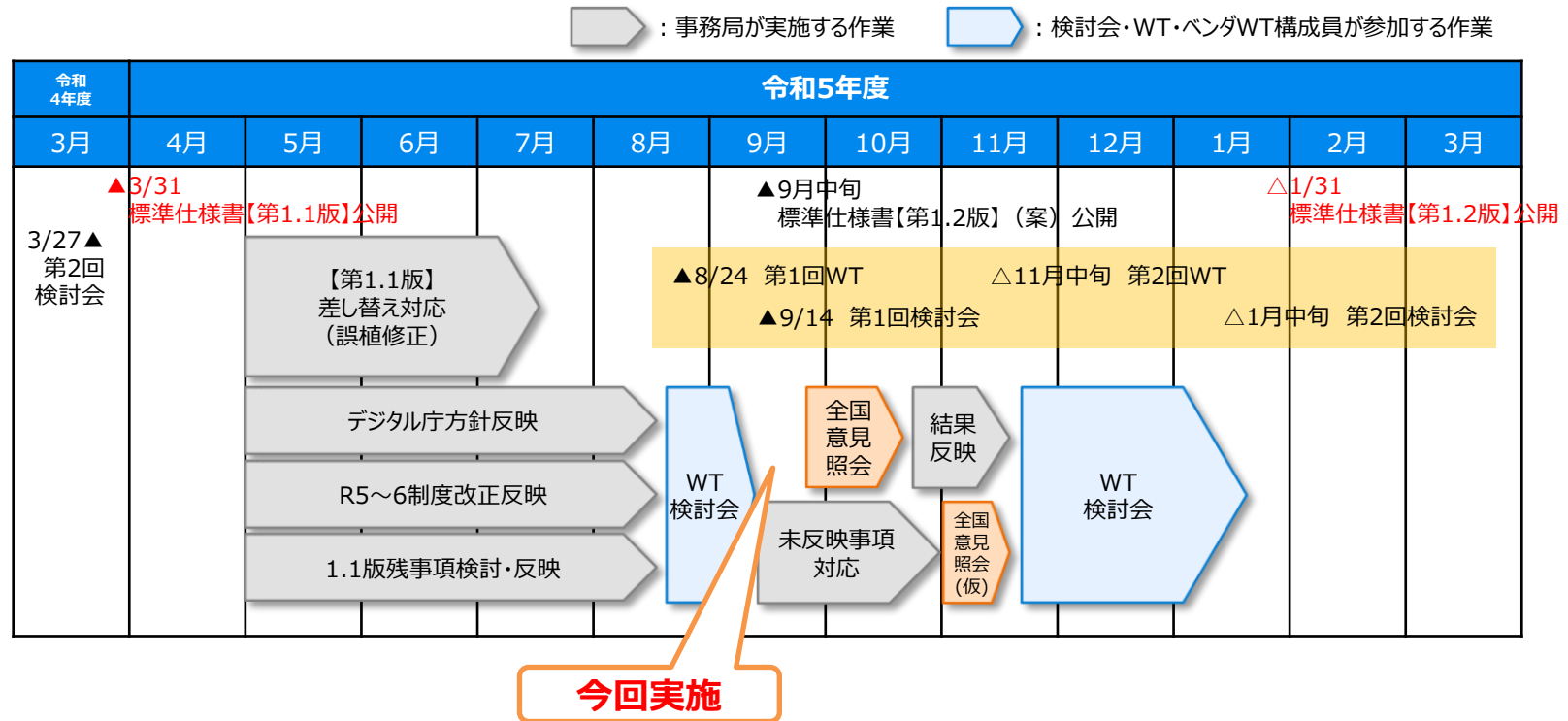
4.標準化の対象分野について

- 国民健康保険システム標準化の対象分野の詳細について以下に記載する。
 - ・国民健康保険システムにおける標準化の範囲については、標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年1月政令第1号）第15号及び標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号）第14条に定めるとおりとし（いわゆる「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」を対象とする。）、業務システムに共通して必要となる「システム共通」や、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象とする。
 - ・国民健康保険システムと市区町村内の他業務システム及び都道府県・国・その他外部機関等のシステムとの連携部分については、国民健康保険システムから連携情報を出力する又は連携先システムからの連携情報を取り込む機能について、標準化の対象に含めることとする。（具体的な連携項目や連携方式等についてはデジタル庁より示される連携要件にて定められる）
 - ・政令指定都市に関しては、事務処理上、大規模な都市特有の要件が必要となることから、必要な要件を標準化の対象に含めることとする。
 - ・「給付管理」については、市区町村毎に、国保連合会が保有する国保総合システムへ委託する場合又は委託せず自庁で行う場合で運用方法が異なるが、市区町村側で行う場合がある事務処理に関しては漏れなく標準化の対象とする。



5. 国保標準仕様書【第1.2版】の検討スケジュール

- 国保標準仕様書【第1.1版】公開後、引き続き残課題や制度改正事項等による改版の検討を進め、検討会及び合同WTによる議論を行い、国保標準仕様書【第1.2版】（案）を作成した。
- 今回実施する国保標準仕様書【第1.2版】（案）に対する全国意見照会の結果の取り込みや、未反映事項の対応を行ったうえで、**令和6年1月末頃に国保標準仕様書【第1.2版】を公開する予定。**
- 国保標準仕様書【第1.2版】公開までの、現時点のスケジュールを以下に示す。



- なお、基本方針において、「**令和5年3月末に公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度までに移行することを目指す**」と示されていることから、**国保標準仕様書【第1.2版】で追加・変更された要件への適合基準日は、令和8年4月1日以降とする。**
（制度改正に係る機能要件のみ、令和8年4月1日と制度施行日のどちらか遅い方が適合基準日となる。）

6. 今回の意見照会における前提

- 標準仕様書については、一度作成して終わりとなるものではなく、その後に発生する制度改正等の内容を踏まえ、定期的にメンテナンスが行われていくものです。今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.1版】に対する改版内容を反映した国保標準仕様書【第1.2版】（案）について、ご意見等を伺うものです。
- 現在の国保標準仕様書【第1.2版】（案）に至るまでの検討過程等について、総括した資料が令和5年8月24日に開催した国民健康保険システム標準化検討会第1回合同WTの資料「【資料No.1】第1回合同ワーキングチーム」にてまとめられています。検討過程に不明点などがある場合は、まずはこちらをご参照ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/kokuho_goudou01_siryu5.html)
- 標準仕様書は本紙と別紙で構成されており、本紙には、標準化の背景、標準仕様書の取り扱いや考え方、別紙の前提となる事項等が纏められていますので、別紙をご確認いただく前に必ずご参照ください。
- 帳票については外部帳票（住民向け）のみを様式として規定しています。内部帳票については標準仕様書としては規定していません。また、オンライン画面の詳細な内容等も同様に規定しておりません。これらの機能については各ベンダの創意工夫に委ねられます。
- 標準仕様書には、デジタル庁が作成するデータ要件・連携要件標準仕様書、共通機能標準仕様書がありますが、今回の意見照会では対象外となります。
- ご意見を記入いただく際の考え方として「今のシステムができていない」ことを理由としたご意見については、検討の対象とはなりません。ご意見を記入いただく場合は、その機能がないと業務が遂行できない（もしくは非効率的となる）、更なる業務効率の向上につながる（もしくは住民サービスへの向上につながる）等、具体的な理由を記載するようお願いします。
なお、機能については、標準仕様書（本紙）にも記載しておりますが、基本的に全ての市町村において必要とされるものは「実装必須」として規定されますが、一部の市町村でしか使用されることが想定されないもの等については、基本的に「標準オプション」として規定されます。

6. 今回の意見照会における前提

○ 前述の「3.国保標準仕様書【第1.2版】（案）への反映内容と未反映内容について」で示した未反映事項に加え、以下の内容については、今回の意見照会の対象外とさせていただきます。

- 国保標準仕様書【第1.1版】で規定済みの要件について

今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.1版】に対する改版内容について、ご意見等を伺うものです。【第1.1版】からの変更点については、「04_修正事項一覧_【第1.2版】（案）」でお示しておりますので、この内容に対してご意見を回答くださるようお願い申し上げます。

なお、国保標準仕様書【第1.1版】時点で規定済みの要件については、業務上支障があるため修正が必須と考えられる事項があった場合に限り、ご意見を承ります。その他の事項についていただいたご意見については恐れ入りますが本意見照会の対象外とさせていただきます。